

高松市監査委員告示第18号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成29年7月31日

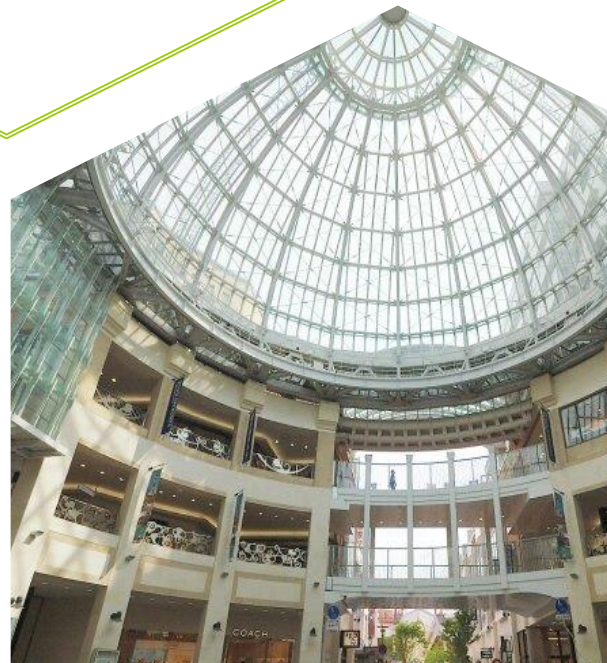
高松市監査委員	吉	田	正	己
同	鍋	嶋	明	人
同	森	谷	忠	造
同	大	見	昌	弘

▶ 監査結果に基づく

措置通知

(定期監査・行政監査)

(平成29年7月31日)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

H29.7.31

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	H26	H27.3.31	第9号	意見	ホームページにおける既存のコンテンツを利用した啓発活動について	P 11	健康福祉局	保健対策課 (感染症対策室) 保健センター	H29.6.21
2				意見	ホームページにおける市民のニーズに応じた感染症情報の提供について	P 13		保健対策課 (感染症対策室)	H29.6.19
3				意見	ホームページを生かした犬・猫の遺棄防止に関する啓発について	P 14		生活衛生課	H29.6.22
4				意見	ホームページにおける飼い犬・猫へのマイクロチップ装着に関する啓発について	P 15			
5	H27	H28.1.29	第4号	意見【重点】	若年層の狩猟従事者（ハンター）増に向けた情報発信について	P 13	創造都市推進局	農林水産課	H29.6.21
6				意見【重点】	捕獲わなの運用状況の確認体制について	P 14			
7				意見【重点】	イノシシに遭遇した際の対応方法の市民への周知について	P 15			
8	H28	H29.1.31	第3号	指摘	還付金（歳入戻出）の取扱いについて	P 14	健康福祉局	保健対策課 (地域医療対策室)	H29.6.19
9				意見	発注簿等に係る適切な事務処理体制の構築について	P 20		子育て支援課	H29.7.4
10		H29.3.31	第8号	意見	全庁におけるホームページの適切な運用について	P 18	総務局	広聴広報課	H29.6.16
11	H29	H29.6.30	第15号	指摘	発注簿に係る事務処理について	P 26	選挙管理委員会事務局	選挙課	H29.7.20

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの。

※ 【重点】 …… 「平成27年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。
本市の事務事業が適正に行われているか、法令違反の指摘にとどまらず、市民目線に立つ行政監査等を行った。

《参考》平成27年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成27年度の重点取組事項

(2) 市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、法令違反の指摘にとどまらず、市民目線に立ち、次の観点から行政監査を行い、必要に応じて、改善・是正を促す。

ア 事務事業は市民のニーズに対応しているか。

イ 経済性、効率性及び有効性（いわゆる3E）が確保された事務事業が執行されているか。

ウ 市の発信する情報が、ホームページ等の各種媒体で、適正に提供されているか。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成26年度／健康福祉局		
告示番号	高松市監査委員告示第9号	告示日	平成27年3月31日
区分	意見		
意見の項目	ホームページにおける既存のコンテンツを利用した啓発活動について		
意見の内容	<p>感染症対策室及び保健センターのホームページに掲載されている情報の多くは、文字情報によるものとなっているため、厚生労働省等が無償で提供しているコンテンツを活用し、視覚に訴える、分かりやすいホームページの作成に取り組まれない。</p> <p>※「コンテンツ」とは 映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラムであって、人間の創造的活動により生み出されるもののうち、教養又は娯楽の範囲に属するもの。 （「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」第2条より）</p>		
公表文該当 ページ	P11		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/331.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成29年6月21日
所管課等	健康福祉局 保健対策課（感染症対策室） 保健センター
措置結果	<p>本件意見については、平成28年6月以降、保健対策課感染症対策室及び保健センターのホームページにおいて、イラストを多用するとともに、厚生労働省が提供するポスター（インフルエンザのポスター）やリーフレット（予防接種のリーフレット）などにリンクさせるなど、視覚に訴える内容に更新した。</p> <p>また、新たな情報が得られ次第、随時、最新の状態に更新し、分かりやすいホームページの作成に努めている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成26年度／健康福祉局		
告示番号	高松市監査委員告示第9号	告示日	平成27年3月31日
区分	意見		
意見の項目	ホームページにおける市民のニーズに応じた感染症情報の提供について		
意見の内容	感染症対策室のホームページにおいては、感染症別に情報提供がなされているが、特に感染症の影響を受けやすい子どもや妊婦等に特化したページ展開を設定するなど、市民のニーズに応じた情報提供ができるよう検討されたい。		
公表文該当 ページ	P13		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/331.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成29年6月19日
所管課等	健康福祉局 保健対策課（感染症対策室）
措置結果	<p>本件意見については、平成29年1月から、保健対策課（感染症対策室）のホームページ上の重複している情報を削除するとともに、「感染症別情報」として、乳幼児や海外渡航者向けのページを新設した。</p> <p>また、「主な感染症情報」、「インフルエンザ等対策について」、「医療機関・社会福祉施設等の方へ」及び「感染症週報・月報」の項目を設け、現在流行している感染症の情報を中心に掲載するとともに、厚生労働省、香川県又は高松市保健センターのホームページにリンクさせるなど、市民が必要な情報を見つけやすいよう、構成を変更した。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成26年度／健康福祉局		
告示番号	高松市監査委員告示第9号	告示日	平成27年3月31日
区分	意見		
意見の項目	ホームページを生かした犬・猫の遺棄防止に関する啓発について		
意見の内容	犬・猫などの愛護動物の遺棄防止に関して、生活衛生課ホームページでは、「犬・ねこを捨てないでください」との記載に留まっているが、犬猫の遺棄は犯罪行為であることの認識を促す内容も含め、ホームページの機能を生かした効果的な啓発を行いたい。		
公表文該当 ページ	P14		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/331.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成29年6月22日
所管課等	健康福祉局 生活衛生課
措置結果	本件意見については、平成27年4月から、生活衛生課が新設したホームページ「高松市動物情報サイト わんにゃん高松」において、犬・猫の遺棄防止に関する情報を掲載し、啓発を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成26年度／健康福祉局		
告示番号	高松市監査委員告示第9号	告示日	平成27年3月31日
区分	意見		
意見の項目	ホームページにおける飼い犬・猫へのマイクロチップ装着に関する啓発について		
意見の内容	生活衛生課ホームページには「迷子札（鑑札、名札、マイクロチップなど）をつけましょう。」の記載はあるものの、マイクロチップの説明や、装着についての啓発は特に見受けられないため、環境省の啓発ページ等、外部ページも積極的に活用して情報発信に努められたい。		
公表文該当 ページ	P15		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/331.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成29年6月22日
所管課等	健康福祉局 生活衛生課
措置結果	本件意見については、平成27年4月から、生活衛生課が新設したホームページ「高松市動物情報サイト わんにゃん高松」において、飼い犬・猫を迷子にしないための情報を掲載するとともに、環境省のホームページにリンクさせ、マイクロチップ装着に関する啓発を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成27年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成28年1月29日
区分	意見【重点】		
意見の項目	若年層の狩猟従事者（ハンター）増に向けた情報発信について		
意見の内容	創造都市推進局フェイスブック、同ホームページ等を活用するなど、若年層をターゲットとした、狩猟従事者（ハンター）に関する情報発信を検討されたい。		
公表文該当 ページ	P13		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki27/129.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成29年6月21日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	<p>本件意見については、狩猟免許試験予備講習会受講料・狩猟免許申請手数料の一部助成制度に関し、平成28年7月15日号の市報「広報たかまつ」に掲載したほか、香川県農業協同組合に対し、同組合発行の広報誌「中央エリア通信」への掲載を依頼した。</p> <p>また、香川県発行の「狩猟まるわかりガイド」を農林水産課窓口に設置し、来庁した市民に対する情報提供を行っている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成27年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成28年1月29日
区分	意見【重点】		
意見の項目	捕獲わなの運用状況の確認体制について		
意見の内容	市の事業により設置された捕獲わなの運用状況を、例えば、事業主体である市が、適宜確認することや、設置者からの報告を求める等の体制について検討されたい。		
公表文該当 ページ	P14		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki27/129.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成29年6月21日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	<p>本件意見については、平成28年1月29日の監査結果の通知を受けて以降、市の事業により設置された捕獲わなの運用状況を確認するため、設置者とともに現地確認を実施している。</p> <p>また、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可証を発行する際、住民の安全確保のため、「わなの設置箇所附近に注意喚起の表示を設置すること。」を許可の条件とし、見やすい位置への掲示を指導している。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知


措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成27年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成28年1月29日
区分	意見【重点】		
意見の項目	イノシシに遭遇した際の対応方法の市民への周知について		
意見の内容	イノシシの出没情報が寄せられた、不特定多数の市民が訪れる場所については、市民がとっさに判断できるよう、市民の目につきやすい場所に、対応方法の周知を講ずるよう、関係機関に働き掛けをされたい。		
公表文該当 ページ	P15		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki27/129.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成29年6月21日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	<p>本件意見については、登山者の多い里山を中心に、イノシシに遭遇した際の対応方法を掲載した看板を設置した。</p> <p>また、平成29年3月22日に開催された高松市コミュニティ協議会連合会・高松市連合自治会連絡協議会全体会において、イノシシに遭遇した場合の対処方法について説明し周知を図ったほか、小学校において児童を対象に、寸劇を交えた勉強会を開催している。</p>
	 

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／健康福祉局		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	平成29年1月31日
区分	指 摘		
指摘の項目	還付金（歳入戻出）の取扱いについて		
指摘の内容	平成28年3月（平成27年度）に収納した夜間急病診療所使用料の自己負担金訂正に伴う還付金について、出納整理期間中の平成28年5月30日に、平成28年度の歳入から戻出しているため、適正に処理されたい。		
公表文該当 ページ	P14		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki28/0131.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成29年6月19日
所管課等	健康福祉局 保健対策課（地域医療対策室）
措置結果	<p>本件指摘事項については、誤って戻出した平成28年度歳入の使用料収納額を適正な額に修正するため、平成28年度歳出から過年度還付金として、平成28年度歳入に振替支出する会計処理を行った。</p> <p>なお、平成29年1月31日の監査結果の通知を受けて以降の過誤納金還付処理については、高松市会計規則第68条の内容を確認し、適正に事務処理を行っている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／健康福祉局		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	平成29年1月31日
区分	意見		
意見の項目	発注簿等に係る適切な事務処理体制の構築について		
意見の内容	発注簿等財務処理要領等の遵守について周知徹底するとともに、課内のチェック体制を整えるなどの対策を講じ、適切な事務処理体制の構築に努められたい。		
公表文該当 ページ	P20		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki28/0131.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成29年7月4日
所管課等	健康福祉局 子育て支援課
措置結果	<p>本件意見については、課内研修を実施し、発注簿等処理要領の遵守について周知・徹底を図った。</p> <p>また、管理職及び係長における決裁時のチェック体制を強化し、適切な事務処理体制の構築を図り、平成29年1月31日の監査結果の通知を受けて以降、適正に事務処理を行っている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／総務局		
告示番号	高松市監査委員告示第8号	告示日	平成29年3月31日
区分	意見		
意見の項目	全庁におけるホームページの適切な運用について		
意見の内容	ホームページの適切な運用について、管理システムの再構築に当たっては、リンク切れ等の自動チェックや検索の多い情報へアクセスしやすくする機能など、新システムに導入する機能について精査するとともに、新システム移行までは、広報取扱主任及び担当者に対する研修の充実や、広聴広報課職員が随時チェックを行い更新を呼びかけるなど、各課における適切な管理・運用に積極的に関与し、全庁職員の意識啓発及び適切な運用体制の構築に努められたい。		
公表文該当 ページ	P18		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki28/0331.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成29年6月16日
所管課等	総務局 広聴広報課
措置結果	<p>本件意見については、平成29年度末の本格稼働を予定している新たなホームページ管理システムにおいて、リンク切れのページを自動でチェックし、メールで通知する機能やアクセスの多いページを自動で表示する機能などを導入し、最新かつ正確な情報提供ができる仕様とした。</p> <p>また、平成29年4月24日に、各課の広報資料取扱主任等を対象に「広報資料の取扱いに係る説明会」を開催し、ホームページの掲載内容が最新のものになっているかどうか、随時、ホームページの内容の点検や確認を依頼することにより、ホームページの適切な運用確保に努めた。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／行政委員会等		
告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	平成29年6月30日
区分	指摘		
指摘の項目	発注簿に係る事務処理について		
指摘の内容	発注簿等財務処理要領等の遵守について周知徹底するとともに、検収処理後の納品書を請求書の原本と合わせて、これと同期間保存するなど、適正に事務処理されたい。		
公表文該当ページ	P26		
公表文へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki29/630.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成29年7月20日
所管課等	選挙管理委員会事務局 選挙課
措置結果	<p>本件指摘事項については、平成29年6月30日の監査結果の通知を受けて以降、次のとおり適正な事務処理に改めた。</p> <p>(1) 発注簿等財務処理要領及び物品の直接購入及び一括購入等に係る事務の適正を図るための措置要領を、職員全員が再度確認した上で、納品書については、支出に関する書類と合わせて10年間保管することとした。</p> <p>(2) 発注簿等財務処理要領第8項第4号に規定する課長補佐の職務を、管理職全員が再度確認した上で、同要領に基づき、毎月少なくとも1回発注簿と管理台帳を確認し、課内に周知した上で、適正に記録票を作成することとした。</p>